

**Centre for
Regulatory
Strategy**

2024年アジア太平洋地域金融規制見通し
不確実な世界における新領域の開拓



世界の規制環境	03
序文：アジア太平洋地域	12
アジア太平洋地域のマクロ経済環境と財務レジリエンス	14
デジタルバンキング	20
オペレーショナルレジリエンス	24
アジア太平洋地域における金融規制の将来	26
別紙	33
連絡先	34
寄稿者	35
文末脚注	36

世界の規制環境



短期的および中期的な圧力には、機動的な戦略的アプローチが必要

金融サービス（FS）企業がこの数年で直面してきた困難かつ前例のない経営環境は、2024年も続く見通しである。インフレは落ち着き、金利上昇は鈍化しているが、いずれの要因も経済を圧迫し続けている。経済的な不確実性は持続しており、財務・非財務リスクは依然として高い。

金融機関の経営陣にとって、現状の荒波をどう乗り切るかが当面の課題となる。しかし、同時に、地政学（また、それが、いくつかの主要な国・地域で実施予定の選挙にどのような影響を受けるか）¹、サステナビリティおよび技術革新など、金融サービスセクターの中期的な構造変化を促す要因は等しく重要であり、取締役会および経営陣にとって、最優先の議題に位置し続けるであろう。



世界の規制環境



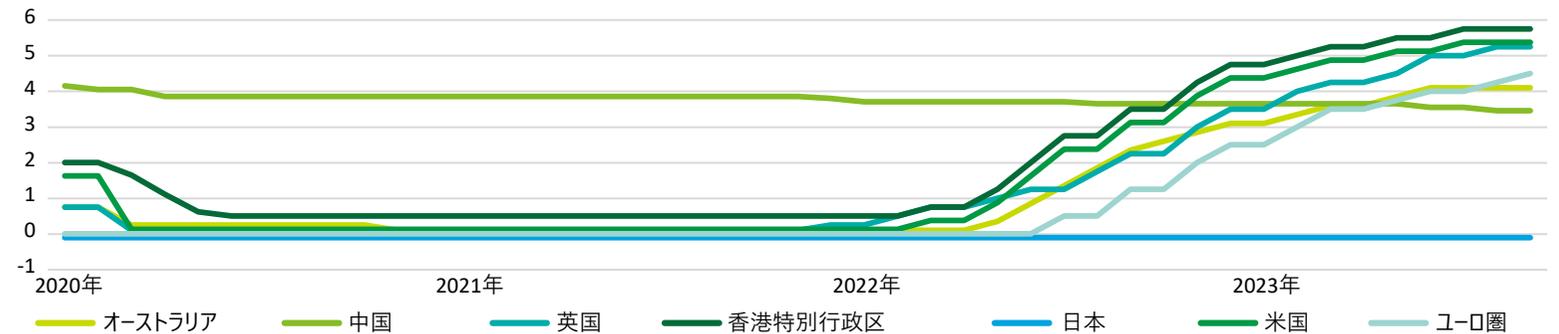
短期的および中期的な圧力には、機動的な戦略的アプローチが必要

経済の見通し

国際通貨基金（IMF）は、世界経済の成長率が2023年の3.0%から2024年には2.9%に減速し²、また、先進国の成長率は1.4%に鈍化すると予測している。世界銀行は、アジアの新興国経済の成長率が、過去50年間で最低（4.5%）になるであろうと警告している³。

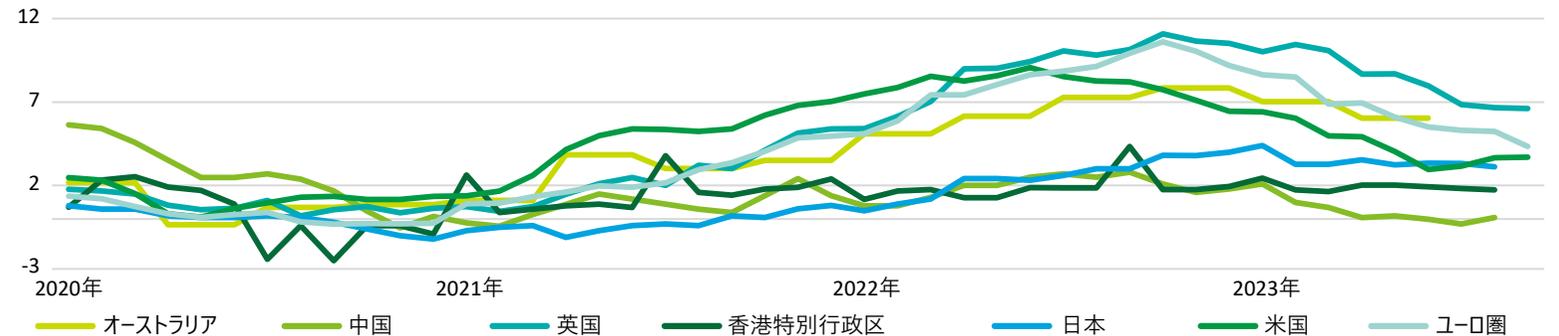
世界中の国や地域で、家計や企業はインフレ上昇の圧迫を引き続き感じている（図1、図2参照）。金利が現在の水準以上に上昇することはないとされる一方、過去2年にわたるインフレと金利上昇の影響は、債務返済能力を長期的に圧迫し、債権処理コストを増大させ、市場のボラティリティを高める可能性が高い。実施されている金融政策の伝達には時間差があり、その影響の大部分は实体经济にまだ波及していないものと考えられる。

図1:各国の政策金利（2020年1月以降、%）



出典:国際決済銀行⁴

図2:各国の消費者物価上昇率（2020年1月以降、前月比増減率[%]）



出典:国際決済銀行⁵

世界の規制環境

短期的および中期的な圧力には、機動的な戦略的アプローチが必要

銀行⁶と（近年、信用市場へのエクスポージャーが大幅に増加している）ノンバンクは、更なる信用リスクに直面している。金融安定当局は、成長率の低下、インフレ率と金利の上昇⁷、コロナ禍後の入居率の低下に対する脆弱性を背景とした商業用不動産セクター（特にオフィス物件）、および、急速な成長、金利上昇に対する感応度、コベナンツ・ライト・ローンの慣行を背景としたプライベートクレジット市場、の2つの領域に対して特に懸念を示している⁸。

同時に、生活費の圧迫が続く中、金融機関は、弱い立場にある顧客に対して公正なアウトカムを確保するよう努めるべきであり、それができない場合には、積極的な監督介入があることを予期すべきである。（政府保証やモラトリアムがないことから）状況は異なるものの、監督当局は、コロナ禍における金融機関の行動を顧客の公正な取扱いのスタンダードとして解釈し始めるかもしれない。

金融機関、監督当局の双方にとって、この試練に満ちたマクロ経済環境の中で、財務のレジリエンスを維持することは引き続き最優先事項である。

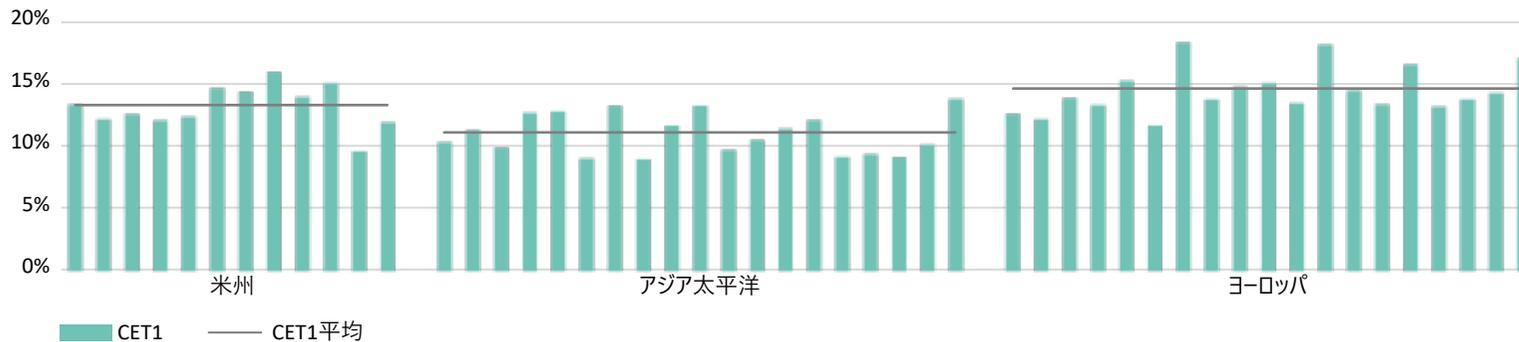
一見すると、銀行セクターは自己資本比率と流動性比率が高く、比較的強靱な形で2024年を迎えているように見える（図3、図4参照）。一方で、2023年に米国において複数の中堅銀行が破綻し、その後すぐにグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）が救済されたことは、次の2つの事項を気付かせる出来事となった。第1に、銀行に対する顧客と投資家の信頼関係は、揺るぎないものであるとは決していえないということである。第2に、頑健な自己資本と流動性バッファーには、強力なリスク管理、コントロールとガバナンス、強固な再建・破綻処理計画、および、積極的な監督上の監視が必要であるということである。

世界の規制環境



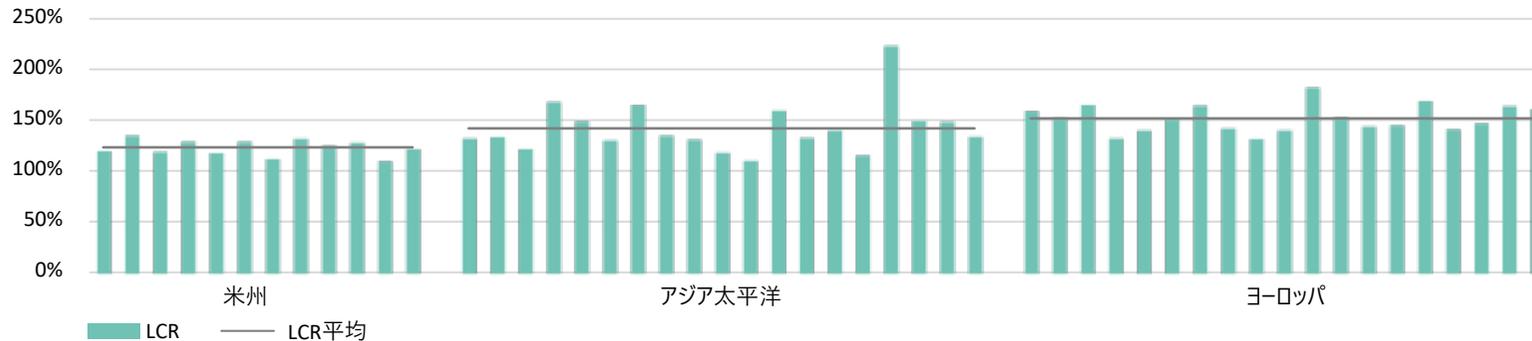
短期的および中期的な圧力には、機動的な戦略的アプローチが必要

図3:世界の上位50行のCET1比率（総資産ベース） - 2023年第3四半期



出典: 2023年第3四半期における銀行の財務報告書に関するデロイトの分析⁹

図4:世界の主要銀行50行の流動性カバレッジ比率（総資産ベース） - 2023年第3四半期



出典: 2023年第3四半期における銀行の財務報告書に関するデロイトの分析¹⁰

前述の2点のうち、後者が、短期的な国際政策対応の重点分野となる¹¹。他方で、短期的な政策変更を前にしても、監督当局は、銀行が市場環境の変化が自社のビジネスにどのような影響を与えるかを理解することに新たな焦点を当てた上で2024年を迎えることを期待している。米国、欧州、日本の地方銀行を含む一部の銀行のビジネスモデルの持続可能性について、監督上の懸念が指摘されてきている。そうした中、2023年3月の銀行破綻と金利環境の変化を考慮すると、今年はそれがさらに顕著なものとなる可能性がある。このことは、特に、銀行の利ざやに対して当初抱かれていた前向きな期待が後退し、「長期低迷」時代に蓄積されたりリスクが顕在化し始める中において言えることである。

監督当局は、また、インフレ¹²と金利上昇が保険会社に及ぼす影響も注視している。もともと、保険会社は、中長期的には保険料の増加を通じて、インフレによる費用と保険金の増加を相殺し得る。生命保険会社は、金利上昇の結果、より高い運用収益を得る可能性がある一方、金利上昇が続けば、より高い失効リスクにさらされる恐れもある。

世界の規制環境



短期的および中期的な圧力には、機動的な戦略的アプローチが必要

金融安定当局にとって、同等もしくはそれ以上に懸念されるのは、ノンバンク金融仲介機関¹³（NBFI）のレジリエンスである。特に、世界の債券市場における市場リスクとボラティリティが高まっている状況では、注目されて然るべきである。金融安定当局は、ヘッジファンドによる米国債の投機的ポジションの増加が及ぼす潜在的な影響に懸念を強めており、2023年のネットのショート・ポジションは、2020年に米国債市場で発生した混乱時と同程度の水準に達している¹⁴。

監督当局と中央銀行は引き続き介入に熱心である。特筆すべき事項としては、イングランド銀行が先駆けて実施したシステム全体の試験的なシナリオ分析（System-Wide Exploratory Scenario：SWES）¹⁵、また、金融安定理事会や証券監督者国際機構の継続的な作業などを通じて、市場のダイナミクスの理解を深め、データのギャップを埋める試みである。米国では、金融安定監督評議会（FSOC）がシステム上重要なノンバンクを指定する枠組みを最終決定したほか、米国証券取引委員会（SEC）は、透明性を高め、レジリエンスを支えるための米国債市場改革を検討している。

イングランド銀行は、ノンバンクのための常設の中央銀行流動性ファシリティの創設に向けて、暫定的な第一歩を踏み出した¹⁶。オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、銀行、保険会社、年金基金の再建・破綻処理枠組みを強化した¹⁷。一方、欧州委員会が2023年にマネー・マーケット・ファンド（MMF）規制を改革しないと決定したことは、法改正の実現がより困難であることを示している¹⁸。

NBFIに特化した包括的な枠組みが整備されるまで、監督当局は、引き続き、銀行をNBFIのリスク管理の代替として活用する。これには、さらなるストレステストやシナリオ分析、カウンターパーティであるNBFIにおけるレバレッジに対する銀行の監視能力の精査などが含まれる。長期的には、銀行のNBFIに対するレジリエンスを向上させるために、マクロプルデンスの枠組みが利用されることもありうる。例えば、欧州委員会は、マクロプルデンシャルなツールキットにおけるNBFI関連の変更を検討¹⁹している。

不確実で不安定な経済情勢の中で、監督当局は金融セクター全体の企業に対し、財務レジリエンスおよびオペレーショナルレジリエンスを確保するよう期待するであろう。取締役会はさまざまなシナリオを通じて、生じうる広範な事象に対する自社のレジリエンスを検証することを検討すべきである。

世界の規制環境



短期的および中期的な圧力には、機動的な戦略的アプローチが必要

構造変化

こうした問題は、短期的には金融機関と政策立案者の両方の関心を引くであろうが、金融機関は金融規制環境を形成する中期的な構造変化を見失ってはならない。デロイトは、2023年の金融規制見直しから引き継ぎ、地政学、テクノロジー、気候変動という3つのテーマを選定している。他方で、この3点すべて、過去12か月の間に再検討を要するほどの大きな変化を経験している。

地政学

近年の地政学的緊張の高まりにより、開かれた貿易と投資に対する政治的支援に圧力をかける、「スローバライゼーション（slowbalization）」と呼ばれる現象は、2024年も続くと思われる。各国政府やビジネスリーダーは、「フレンドショアリング（friend-shoring）」²⁰の増加や重要セクターにおける保護主義的な措置など、バリューチェーンのリスク軽減を試みている²¹。IMFによると、企業の決算発表では、リショアリング、オンショアリング、ニアショアリングについての言及がほぼ十倍に増加している²²。我々の経験上、オペレーショナルリスクとオペレーショナルレジリエンスの管理を効果的に行うために、一部の企業は、特定のサービスをインハウスに戻すことを選択するようになっている。

デロイトの見解では、2024年の地政学的緊張は、世界経済の状況をさらに寸断させるリスクを増大させるものとなる。考えられる触媒は、大きく2つのカテゴリーに分けることができる。すなわち、予測可能なもの（選挙など）と予測不可能なもの（ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や、中東での紛争の激化など）である。後者は、依然として重要性が高く、予測が難しく、影響が大きいままでありうる。一方で、2024年を見据えると、同年²³に複数のG20諸国で実施予定の選挙により、大規模な政策変更が起こる可能性も高い。

新政権が経済安全保障、デリスク、デカップリングに対して強い立場を選択した場合、金融機関は、制裁を通じて、あるいは、経済や貿易の流れを通じて、間接的に影響を受けるかもしれない。地政学リスクは、グローバル企業であるか純国内企業であるかを問わず、例えば、市場のボラティリティの上昇による市場リスクへの影響、直接的または間接的なサイバー攻撃の増大によるオペレーショナルリスク、企業に市場からの迅速な撤退を強いる戦略リスク、または、こうしたリスクのいずれかが顧客の債務返済能力に影響を及ぼす信用リスクなど、各種の健全性リスクの要因としても作用する可能性がある。

金融機関にとって、この困難かつ不確実な地政学的環境を乗り越えるためには、強固なリスクアパタイトとリスク許容度を設定し、シナリオ分析とリバーズ・ストレステストを活用すること、またリスクが特に高い場合にはコンティンジェンシープランと再建計画を整備することが不可欠となる。

世界の規制環境



短期的および中期的な圧力には、機動的な戦略的アプローチが必要

サステナビリティと気候変動

サステナビリティをとりまく政治はますます複雑になっている。上記のようなマクロ経済の逆風、および、多くの国で選挙が間近に迫っていることを考えると、ネットゼロを支持する長期的な措置が消費者や企業にとってより高いコストをもたらすことになれば、その背後にある政治的推進力はかえって後退する可能性がある²⁴の政治的力学が持続し、民間セクターがその野心を遅らせることになれば、より好ましくない移行シナリオ（ネットゼロへの移行の中断や、場合によっては移行の失敗）の可能性が高くなる。なお、金融監督当局が過去数年間に実施した気候ストレステストでは、サステナビリティ政策の大幅な延期や弱体化が、金融機関にとって中長期的にコストをもたらす可能性があることが示されている²⁵。

こうした不確実な背景にもかかわらず、デロイトは、既に合意された規制および監督の期限が、短期的には大幅に変更されるとは予想していない。開示、移行計画、リスク管理に関する規制要件は引き続き策定・実施されているが、気候関連の（および、急増する自然関連の）リスクに対する監督上の精査は、多くの国・地域で「通常通り」となっている。むしろ、気候をめぐる政治的な機運が少しでも変化してしまうことは、次の行動段階に影響を及ぼすこととなると考えられる²⁶。

移行の遅れ（および、それが意味する移行リスクと物理的リスクの増大）の見通しがある場合、金融機関が気候・環境リスクに対するレジリエンスを確保するために、さらなる時間と資源を投資する必要性が増すこととなる。特に、欧州における監督当局は、迅速な進展を促すため「ムチ」としての監督ツールキットを使用する用意があると明言している。

より一般的には、マクロプルーデンス当局は、金融機関が自らの財務レジリエンスを守るために講じた行動が、金融システム全体のレジリエンスに意図せざる結果をもたらす可能性があることを警戒すると考えられる。（今後も繰り返されると見られる）注目される例としては、洪水や山火事などの自然災害のリスクが増大し、激甚化した場合のリスクを反映した保険料の値上げについて、州当局の承認を得られないことを理由に、米国の一部の保険会社が高リスク地域（フロリダ州やカリフォルニア州など）から撤退していることである²⁷。

取締役会は、その行動を通じて、気候リスクが意思決定のあらゆる側面に統合されているという期待を組織に与えるべきである。その際には、与えられた情報の妥当性および有効性を検証し、異議を唱えるための措置を講じるべきである。



世界の規制環境



短期的および中期的な圧力には、機動的な戦略的アプローチが必要

テクノロジー

金融機関は、新たなテクノロジーを活用する方法を模索し続けている。厳しいマクロ経済の見通しに直面する中で、金融機関は、新たなテクノロジーの利用によって短期的なコスト効率を達成することができるかもしれないが、本当の意味で変革をもたらすような変化には、多額の先行投資、イノベーション促進のための規制アジェンダ、相互運用性のための広範な採用が必要である。

世界規模で事業を展開する企業にとって、技術革新を受け入れるには、各国・地域がそれぞれのスピードで進め複雑化を増している、世界的な規制環境をうまく乗り切る必要がある。規制当局は、新たなテクノロジーが登場した際には、いつ、どのように介入するか、また、通常は権限外であるサードパーティプロバイダーを、直接的または間接的にどのように監督するかという、頭を抱える問題に取り組んでいる。そうした質問に対する様々な回答は、必然的に規制の分断を招くことになる。

例えば、世界中の規制当局は、人工知能（AI）の使用を規制する方法について折り合いをつけつつあり、さまざまなペースやアプローチで規制を行っている。EUのAI法²⁸は、規範性の高い一連の要件を定めており、英国と米国は、よりハイレベルなプリンシプルベースのアプローチを計画している²⁹。

さらに、AIを利用している金融機関は、EUのGDPRなどの多様なクロスセクターの規制やセクター固有の規制（オペレーショナルレジリエンス要件、ガバナンスおよびリスク管理要件、消費者および投資家保護要件など）を遵守する必要がある³⁰。

進化するデジタル資産の規制環境も同様に複雑である。世界中の規制枠組みおよび規制領域では、さまざまなデジタル資産とそれを支える活動を、多様な方法で取り扱う傾向がある。裏付けのないデジタル資産は、その典型的な例である。日本、香港特別行政区、シンガポールは、世界的に見ても先行しており、主要な仲介業者を特定するためのルールがすでに導入されている。EUもまもなくそうした状況になる見込みである。一方、英国、米国、オーストラリアでは、その市場セグメントの詳細なルールを策定するために乗り越えるべき大きな山場が残っている。また、法定通貨に裏付けられたステーブルコインの枠組みも、国や地域を超えて非同期的に出現している。

グローバル企業にとって、こうした複雑で多様になりがちな監督環境は、必然的にコンプライアンスコストと戦略的課題としてのしかかる。

例えば、欧州に進出している多国籍企業は、EU域外における自身のAIにかかる実務の見栄えをよくするか、別のシステムを開発するかを決定する必要がある。また、英国とEUの両方で活動している企業は、より先進的なEUの枠組みに基づき、両市場向けの戦略を策定し始めていても不思議はない。

デジタル資産戦略を策定しようとしている多国籍企業は、どの商品を提供するか、いつ、どこで発行するか、どの顧客をターゲットにするか、どのターゲットオペレーティングモデルを追求するかを決定するに際して、同様に困難な決定に直面している。

技術革新のあらゆる側面において、これまでの経験は、新しい技術の使用を純粋に「技術」の問題として扱うことは、監督当局にとってワークしないことを示唆している。取締役会は、新たなテクノロジーが自社のリスクアパタイト、リスクプロファイル、戦略、風評に与える影響を十分に理解し、テクノロジーの使用が適切なコントロールとガバナンスによってサポートされることを確保する必要がある。

世界の規制環境



短期的および中期的な圧力には、機動的な戦略的アプローチが必要

長期的な視点

ここ数年は、金融機関にとって厳しい状況が続いており、2024年も同様に厳しい状況になりそうである。

不安定な経済状況では、金融機関は、時間、資源、そして余力を、短期的な問題に集中させるのが自然な傾向である。一方で、地政学、気候変動、技術革新による金融サービスセクターの構造的変化は消えてなくなることはなく、今後数年、あるいは数十年にわたって、規制環境やより広範な事業環境を形成することになると考えられる。取締役会および経営陣は、企業がビジネスモデルの将来を見据えた意思決定と投資を確実に行ううえで、重要な役割を担っている。



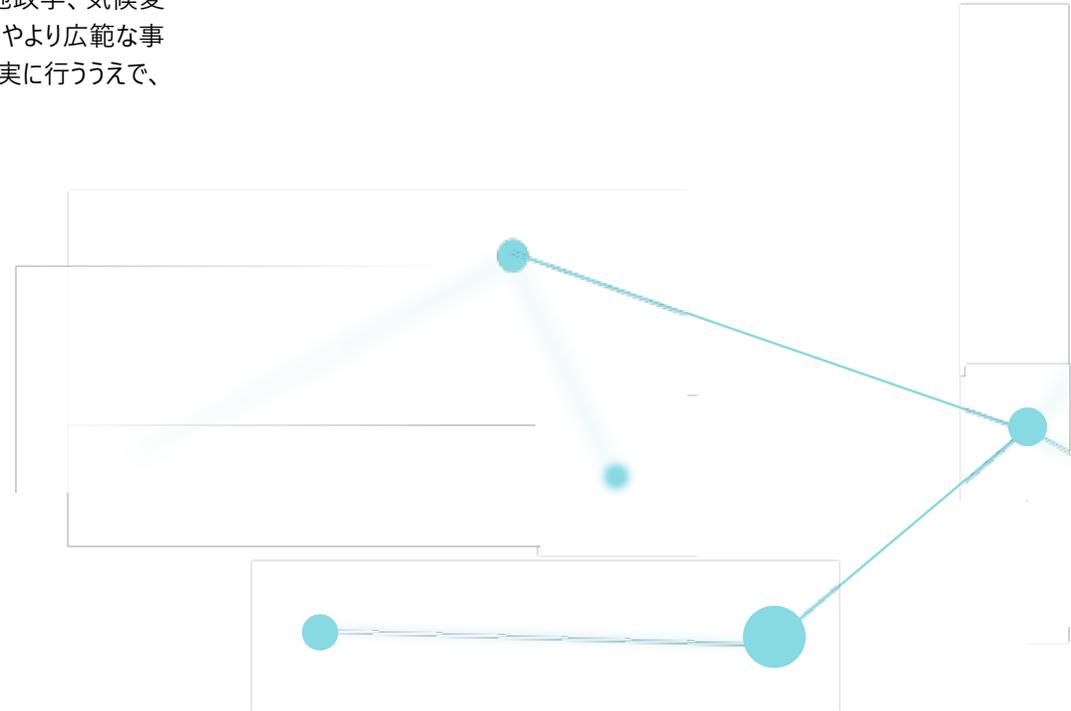
Seiji Kamiya
Centre for Regulatory Strategy
Asia Pacific



Irena Gecas-McCarthy
Center for Regulatory Strategy
Americas



David Strachan
Centre for Regulatory Strategy
Europe, Middle East and Africa



序文：アジア太平洋地域



アジア太平洋（AP）地域は、強靱な金融市場に支えられ、経済は着実に回復し、2024年に向かっている。しかし、この地域は来年も多くのリスクに直面している。地政学的紛争が続いており、経済の安定に課題と潜在的な混乱をもたらしている。

その上、金利動向の不確実性は、企業、投資家、一般市民にとって、借入コストと物価の上昇を乗り越える上での障壁となっており、一部の国・地域では、生活費の上昇も招いている。また、不動産セクターの脆弱性は2024年まで持続すると見られ、同セクターに対するエクスポージャーが大きい金融機関に、信用リスクと不確実性をもたらす。家計と企業における債務水準の上昇は、一部のアジア太平洋地域の国・地域における債務者の債務返済能力に対する懸念を増大させ、銀行とノンバンク金融機関（NBFI）の資産の質にも同様の影響を及ぼす。

デジタル銀行や人工知能（AI）の台頭など、テクノロジーの革新は金融環境を変革し続けており、顧客にとっては、金融サービスの利便性とアクセシビリティが向上している。しかし、こうした動向は、金融機関のオペレーショナルレジリエンスをより厳しい規制の監視下に置くような新たなリスクももたらし、それは2024年まで続く見込みである。

金融サービスのデジタル化が進むにつれて、サイバーセキュリティリスクがより顕著になると予想され、機密データやシステムを潜在的な侵害から保護するための強固な対策が必要になっている。また、金融機関は、外部のサービス事業者に引き続き依存しており、セキュリティと信頼性を確保するためにそれらの関係を慎重に管理する必要がある。こうした点でサードパーティリスクは規制当局にとって重要な焦点となる。また、生成AIなどの技術の進歩によって、データのプライバシー、アルゴリズムのバイアス、先進技術の責任ある利用についての疑問が生じ、それによる倫理的なリスクも生じるだろう。アジア太平洋地域は、金融サービスセクターにおけるデジタル化の勢いを推し進める一方で、技術的な応用に起因するこれらのリスクが、規制アジェンダにおいて引き続き重要とみなされている。こうした課題に直面した場合、デジタル銀行がイノベーションと収益性を維持する能力は、現在のマクロ経済環境においても依然として不確実である。一部の者にとっては利便性と効率性が向上する一方で、業務に関連するリスクを回避し、軽減する必要もある。イノベーションとリスク管理のバランスを取ることは、現代の金融サービスの時代にデジタル銀行が発展するためには不可欠である。

気候変動は、様々な経路を通じてアジア太平洋地域の金融市場に継続的にリスクをもたらしている。自然災害の頻度と深刻さは過去数年のうちに増大しており、金融機関とそのサービスの提供を受ける地域社会に影響を及ぼしている。例えば、損害保険会社は、財務のレジリエンスを確保するため、特定のリスクの引き受けを停止し、あるいは、そうしたリスクを引き受けるための保険料を引き上げたことを検討している。こうした行動は、潜在的にプロテクションギャップを拡大し、気候変動の影響を受けやすい地域社会を形成する可能性がある。マクロ経済レベルでは、エルニーニョ現象が食料価格に及ぼす影響を注意深く監視することが欠かせない。天候パターンによって収穫量が減少し、インフレ圧力が強まる可能性があるためである。

さらに、アジア太平洋地域における主要な国・地域のグリーン経済への移行には、当該国・地域の金融安定に影響を及ぼしうる固有のリスクが伴う。2024年以降、アジア太平洋地域の金融サービスセクターは、円滑な移行を確保するための気候関連リスク管理を強化するため、国際財務報告基準（IFRS）S1およびS2の採択を含む、サステナビリティ報告を改善し、政策立案者および規制当局と緊密に協力し続ける必要がある。また、同地域の金融機関や規制当局は、サステナビリティ関連の投資が引き続き進展する中で、グリーンウォッシングに一層の注意を払う必要がある。

序文：アジア太平洋地域

全体として、アジア太平洋地域は、2024年にかけて、金融セクターの長期的な回復と安定を確保するため、その途上に存在する機会およびリスクの両方に対処する上で、引き続き注意深くある必要がある。そのためには、グローバルおよびローカルのそれぞれの規制の遵守を確保しつつ、積極的なリスク管理、状況の変化への適応、技術の進歩に熱心に焦点を当てる必要がある。



Sean Moore
Australia Co-lead
Centre for Regulatory Strategy
Asia Pacific



Nai Seng Wong
South East Asia Co-lead
Centre for Regulatory Strategy
Asia Pacific



Shinya Kobayashi
Japan Co-lead
Centre for Regulatory Strategy
Asia Pacific



Jaramie Nejal
Operations Lead
Centre for Regulatory Strategy
Asia Pacific

アジア太平洋地域のマクロ経済環境と財務レジリエンス



マクロ経済環境

地政学的緊張、気候変動の衝撃、不動産セクターの不確実性などの複雑な要因を考慮すると、アジア太平洋地域の経済見通しは一筋縄ではいかない。

- 日本では、円安が輸出やインバウンドを後押ししているが、国内需要の低迷や海外需要の制約が経済にリスクをもたらしている。日本銀行（BoJ）はマイナス金利政策の撤回に慎重な姿勢を崩していない。
- 東南アジアでは、内需は依然として成長要因であるが、金利の上昇と高水準の債務が景気回復の重しとなっている。
- 中国本土は、国内需要の不足、不動産セクターの継続的な弱さ、地政学的緊張に直面している。
- オーストラリアでは、好調な労働市場が維持されているものの、インフレと世界的な金利が懸念されている。
- インドは、世界経済の減速やデジタル周辺の混乱に起因するリスクを抱えながらも、内需の回復を経験している。

全体として、インフレ、金利、規制変更、業界固有の混乱は、アジア太平洋地域の国・地域全体で重要な懸念事項となっている。これらの要因を監視し、適応することは、企業にとっても政策立案者にとっても極めて重要である。次ページの表（表1）は、アジア太平洋地域の経済見通しにおける主要な成長とリスク要因の概要を示している。



アジア太平洋地域のマクロ経済環境と財務レジリエンス



表1: 主要なアジア太平洋地域の2024年の経済見通しの概要

	成長要因	リスク要因	CFOアンケート最大の懸念 ³¹
ASEAN	<ul style="list-style-type: none"> 堅調な国内需要³² 	<ul style="list-style-type: none"> 債務水準が高い中での長期金利の上昇 海外需要の回復の遅れ 	世界経済の減速
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 高金利に強い企業および家計³³ 依然として低いNBFリスク 強力な労働市場³⁴ 国内インフレ率は鈍化³⁵ 	<ul style="list-style-type: none"> 世界的なインフレと高金利 	インフレと規制変更
中国本土および香港特別行政区	<ul style="list-style-type: none"> 不動産セクターを超えた政策支援³⁶ 国内観光の再開および復活³⁷ 金融セクターの継続的な制度開放³⁸ 	<ul style="list-style-type: none"> 国内需要の不足³⁹ 不動産セクターと輸出の脆弱性 若年失業率の上昇⁴⁰ 世界経済の減速と地政学的緊張⁴¹ 	規制と政策の変更
インド	<ul style="list-style-type: none"> 国内需要の回復、投資の増加、消費者信頼感の向上 インフレの緩和⁴² 	<ul style="list-style-type: none"> 貿易を通じた世界経済の減速の影響 エルニーニョによる国内食料価格への影響⁴³ 	デジタルおよびテクノロジーの混乱
日本	<ul style="list-style-type: none"> 円安による輸出セクターの押し上げ 	<ul style="list-style-type: none"> インフレ 内需低迷と輸出を制限する海外需要 	為替変動リスク

アジア太平洋地域のマクロ経済環境と財務レジリエンス



図5:IMFによるアジア太平洋地域の主要国のGDP成長率予測⁴⁴



アジア太平洋地域のマクロ経済環境と財務レジリエンス



アジア太平洋地域の財務レジリエンス

2023年上半期には、米国のシリコンバレー銀行をはじめとする複数の地方銀行およびスイスのクレディ・スイスの破綻が、金融規制当局および一般市民の双方を驚愕させた。この問題は、米国およびスイスの規制当局によって迅速に対処されたものの、銀行の金利および流動性リスクの管理の適切性、破綻処理制度の有効性、また、システム上重要ではない銀行に起因するシステムリスクをどのように測定し軽減するかについての疑問が提起された。これらの出来事がアジア太平洋地域に与えた影響は限定的である。しかし、いずれの事例も、規制当局が、金融機関の流動性リスク管理、破綻処理制度、および、デジタル化に関連する潜在的リスクを見直すきっかけとなった。

こうしたマクロ経済環境の動向を背景に、アジア太平洋地域の金融サービス業界は、財務レジリエンスの観点から以下の主なリスクに直面している。

表2:2024年のアジア太平洋地域の金融サービス業界における主なリスク要因



アジア太平洋地域のマクロ経済環境と財務レジリエンス



銀行業

アジア太平洋地域の銀行セクターは、オーストラリア、シンガポール、日本、中国本土を含む主要国の金融安定報告書に示されているように、2023年を通じて強靭性を維持した。

しかしながら、オーストラリア等の一部の国や地域では、高金利環境の影響により、商業銀行の信用の質が若干低下していると報告されている⁴⁵。一方で、銀行の損失吸収力は堅調に推移している。中国本土では、都市部および農村部の商業銀行の不良債権（NPL）比率が、2018年以降急速に高まっている。2024年には、そうした銀行の資本補充を支援するため、特別地方債の発行が加速すると予想されている⁴⁶。特に、インドでは、2023年に商業銀行の資産の質が改善したと報告されており、特に個人向けローンセクターで改善がみられている⁴⁷。アジア太平洋地域のほとんどの国・地域では、国内でのバーゼルIIIの実施が完了し、引き上げられた自己資本基準を満たしている。

銀行セクターの財務的な強靭性に寄与したその他の要因としては、コロナ禍の際に規制措置を講じたことで当該地域の銀行がショックを乗り切ったこと、また、ほとんどの国・地域で不良債権比率が低いことなどが挙げられる⁴⁸。

保険業

保険セクターは過去1年間、アジア太平洋地域全体で健全な状態を維持した。しかし、2024年は同地域の保険会社にいくつかの課題がもたらされる可能性がある。アジア太平洋地域の一部では、異常気象が発生し、損害保険会社の収益性への圧力が高まっている⁴⁹。また、世界の資本市場の潜在的なボラティリティや「高金利の長期化」といった環境が、保険会社のバランスシートの資産面に影響することも考えられる。例えば、日本では、外貨調達コストの増加を理由に、生命保険会社が為替ヘッジ付き外債への投資を縮小している。海外の逆イールドカーブが長く続けば、外国債のポジションにさらなる下押し圧力がかかる可能性がある⁵⁰。

NBFIおよび資本市場

NBFIセクターにおける信用の成長は、2023年を通じて多くのアジア太平洋地域で加速した。同セクターの脆弱性は、アジア太平洋地域の各国・地域における規制当局にとって重要な懸念事項となっていた。例えば、中国本土の主要なNBFIは、主な資金調達手段として、債券ファンド、マネーマーケットファンド、ヘッジファンドで構成される集団投資会社（CIV）に大きく依存している。逆に、香港特別行政区とシンガポールは、ドル建てのバランスシートを持つ多国籍企業を受け入れることで利益を得ており、そうした地域の主要なグローバル銀行が、ドル流動性の供給源として機能することを可能にしている。

日本と韓国では、国内企業や小規模銀行が、国際業務のために金融市場仲介機関やグローバル銀行からドル資金を調達している⁵¹。NBFIがどのような形態をとるにかかわらず、今後1年間でいくつかの主要なリスクを共有している。すなわち、「高金利の長期化」といった環境は、NBFIの信用の質の悪化につながる可能性があり、商業用不動産などの比較的弱いセクターへのエクスポージャーもNBFIの信用リスクに影響を与える可能性がある。

一部のアジア太平洋地域の規制当局は、金利動向の不確実性を踏まえ、資産の急激かつ無秩序なリプライシングの可能性を懸念している。その他のリスク要因には、世界経済の減速、持続的な地政学的緊張、不動産セクターへのエクスポージャーに対する懸念などがある。

アジア太平洋地域金融規制見通しの「金融サービス規制の将来」のセクションでは、規制の優先事項がこうしたリスクへの対処にどのように焦点を当てているかを詳しく検討する。

アジア太平洋地域のマクロ経済環境と財務レジリエンス



金融機関にとっての重要なポイント

1

金融機関（特に小規模な金融機関）は、資産の信用の質を引き続き監視すべきである。現在の信用リスクはアジア太平洋地域では緩やかな水準にとどまっているが、「高金利の長期化」環境、コロナ禍での政策措置の後退、高水準の家計債務と企業債務は、アジア太平洋地域の金融機関にとって引き続き重要なリスク要因となっている。

2

金融機関は、引き続き不動産セクターの動向を注視し、不動産セクターの脆弱性に注意を払う必要がある。

3

信用供与に関与するノンバンク金融機関は、流動性リスクへの対応能力を高め、先手を打った貸倒引当金を増加させるべきである。

4

保険会社は、異常気象やエルニーニョ現象などの影響を含め、プライシングや戦略全般において、気候関連のリスクにより積極的に取り組むべきである。

デジタルバンキング



テクノロジーの急速な変化は、ここ数年で金融サービス業界に大きな影響を与えており、消費者に即時決済などの利便性に基づくサービスを提供し、デジタル銀行や後払い決済（BNPL）事業者などの新規市場参入企業へのアクセス機会を提供している。

こうした動向は、規制当局によるイノベーションのイニシアティブと、「あらゆるものをデジタル化」して受け入れる消費者の拡大の恩恵を受けている。デジタル銀行のような新規市場参入企業は、リテール銀行セクターにおけるテクノロジー主導で合理化された商品やサービスに対する消費者の選好の高まりに訴えることで、「伝統的な銀行セクターを揺さぶる」ことを示唆している。アジア太平洋地域の規制当局は、デジタル銀行の成長を促し、伝統的に参入障壁の高い市場での競争を促進しようと積極的に働きかけている。

規制当局は、イノベーションを支援し、金融サービスセクターへの新規参入を促進することを促しているが、他方で、多くの規制当局は、デジタル銀行やその他の非従来型の事業者（個人消費者に対して金融サービスの提供を検討しているテクノロジー企業など）の参入に伴う潜在的なリスクを認識している。こうしたリスクの一部（銀行の取り付け騒ぎの可能性など）は今に始まったことではないが、消費者が容易に資金を引き出せるようになったことで悪化する可能性がある。また、多くの新規参入企業（デジタル銀行やBNPL事業者など）の長期的な収益性はまだ検証されておらず、アジア太平洋地域の規制当局の間では、こうした新規参入企業が金融システムの安定性を脅かす可能性が最大の懸念事項の1つとなっている。

デジタル銀行とは、「物理的な店舗ではなく、主にインターネットやその他の形態の電子チャネルを通じて銀行サービスを提供する銀行」と定義されている⁵²。アジア太平洋地域で活動する様々な形態のデジタル銀行には、主に次の3つのカテゴリがある。

1

デジタルネイティブ銀行：独立して設立された銀行で、従来の銀行や他セクターの企業とのパートナーシップ契約やコラボレーションがなくても、顧客に銀行商品やサービスを提供することができる。

2

伝統的な銀行が支援または所有しているデジタル銀行。

3

Eコマースやテクノロジー企業などの他セクターの企業と提携または協力して、顧客に銀行商品やサービスを提供するデジタル銀行。

デジタルバンキング



デジタルバンクに起因するリスク

アジア太平洋地域ではデジタルバンキングの利用者が増えているが、デジタル銀行（特にデジタルネイティブ銀行）は大きな課題に直面する可能性がある。デジタル銀行は多くの場合、顧客の獲得と維持に課題を抱えており、時間とコストをかけている。特に、既存の銀行や、すでにブランドや顧客基盤、信頼を築いている他のデジタル銀行との激しい競争に直面している場合は、その圧迫がより強い。加えて、デジタルネイティブ銀行が持続可能なビジネスを構築するために克服すべきハードルとして、資金調達、利益の実現、リスクに応じた適切な方法で規制要件を満たすことが挙げられる。

こうした要因は、現在の厳しい経済環境と過去1年間の金利上昇による資本コストの上昇に加えて、市場に参入する新たなデジタル銀行、特に、伝統的な銀行や他セクターの大手企業とのパートナーシップや協力契約を結んでいない「デジタルのみ」の銀行にとっては、損益分岐点を越える（利益を出す）ことを困難にする恐れがある。

さらに、デジタル銀行は、従来の銀行と同様のリスクにも対処しなければならない。そのため、アジア太平洋地域全体で、規制当局は、デジタル銀行が効率的かつテクノロジー面で先進的な運用モデルを維持しつつ、どのようにリスク管理をしているかを引き続き注意深く監視している。アジア太平洋地域の多くの国では、規制当局はこうした銀行が経営破綻した場合にも秩序立った清算・撤退プロセスを確保するため、免許申請プロセスの一環として、撤退計画の提出を求めている。

デジタルバンキングセクターから生じうる主なリスク



新たなデジタル銀行の開業後、最初の数年間は財務の健全性がリスクとなる。高金利環境は資金調達コストの上昇につながり、デジタル銀行は、損益分岐点を越える、あるいは、利益を出すことが難しくなっている。その他の要因には、技術インフラへの多額の投資の必要性、顧客獲得コスト、強固な顧客基盤を確立するために必要な時間などがある。こうした要因は、デジタル銀行の財務状況を圧迫し、財務の健全性に影響をおよぼす恐れがある。



デジタル銀行は、業務をITシステムや技術インフラに大きく依存しており、サイバー攻撃や潜在的なデータ侵害に対して脆弱になっている。デジタルバンキングシステムは、相互接続されており、膨大な量の顧客データを扱うため、ハッカーにとっても格好の標的となっている。サイバー攻撃やデータ侵害が成功すると、業務が中断され、顧客情報が漏えいし、デジタル銀行の評判と信頼が損なわれることがある。これらのリスクを軽減するためには、堅牢なサイバーセキュリティ対策を確保し、オペレーショナルレジリエンスを維持することが重要となる。



非対面による顧客オンボーディングに依存しているデジタル銀行は、マネーロンダリングやテロ資金供与のリスクを抱えやすい。悪意のある者は、また、デジタルチャネルを悪用して消費者をだまし、不当に得た利益を吸い上げることもある。



広義には、銀行セクターのデジタル化とソーシャルメディアの利用は、銀行がさらされる流動性の問題を増幅させ、危機時の伝播リスクを高める可能性がある。デジタルチャネルにより、情報の迅速かつ広範な普及が可能となり、銀行からの資金を素早く引き出せるようになって一方、流動性の課題を抱えることにもなる。相互接続されたデジタルプラットフォームは、発生した危機が銀行セクター全体に広がる速度を高める可能性もある。

デジタルバンキング



アジア太平洋地域のデジタルバンキング規制

アジア太平洋地域全体では、デジタル銀行セクターの成熟度は一様ではなく、日本、オーストラリア、香港特別行政区、シンガポールのような一部の国・地域が先行している一方で、タイのように、2024年にデジタル銀行免許申請の受け入れを開始することを目指して、デジタル銀行フレームワークに関する市中協議の初期段階にある国もある。

デジタル銀行のライセンス（免許）を発行している国のうち、日本、インドネシア、オーストラリアは、従来の銀行に適用される既存のライセンス枠組みの下でデジタル銀行にライセンスを付与した。逆に、シンガポール、マレーシア、香港特別行政区は、デジタル銀行向けに独立したライセンス制度とガイドラインを導入した。

金融機関にとっても新規参入企業にとっても、現在のデジタルバンキング規制の状況と2024年に発生する可能性のあるリスクを理解することは、この比較的未成熟なセクターに対する規制当局や消費者の懸念に対処するのに役立つ。過去にデロイトが公表したレポート「[Digital banks in Asia Pacific: adding value to financial services](#)」では、一部の成熟したデジタル銀行市場における規制要件を説明している。

アジア太平洋地域の国・地域で共有される主な要件は次のとおりである。

- 持続可能なビジネスモデルを示す信頼できるビジネスプラン
- 新しいデジタル銀行の健全性要件を満たす信頼性の高い計画および強固なコーポレートガバナンスの枠組み
- 銀行業務からの秩序ある撤退を実行するための少なくとも1つの選択肢を含む信頼できるコンティンジェンシープラン

デジタル銀行は、従来の銀行と同様または類似の要件の下で監督されているが、経過措置および要件が営業開始年に適用される可能性があることに留意すべきであろう。例えばシンガポールでは、最初の営業年度に預金上限が適用される場合がある。同国ではデジタルフルバンク（DFB）には、初期段階で5,000万SGD（およそ3,730万米ドル）の総預金上限が適用される。これは事業の進行とともに徐々に増加し、最終的には免除される。⁵³新たなデジタルバンキング制度の採用を検討しているアジア太平洋地域の国・地域は、同様の要件を予定している。例えばタイでは、2024年末までに最初のデジタル銀行3行に免許を付与する予定となっている⁵⁴。

タイ中央銀行（BOT）は、デジタル銀行免許枠組み（案）の中で、デジタル銀行を開業して最初の3～5年の活動を注意深く監視し、監督することを示した。

BOTは、デジタル銀行が十分な業務上の準備を欠いていると判断した場合、または、計画中もしくは継続中の取引が銀行の財務の健全性、金融システムもしくは消費者の厚生にリスクをもたらすと判断した場合、その問題への対処、銀行のサービスもしくは取引の一時停止または制限、または、BOTが適切と判断するその他の必要な措置をとることをデジタル銀行に要求する指令を発する権限を有している⁵⁵。

新たなデジタル銀行の業務の初期段階で制限を課すことで、潜在的な銀行破綻が金融システムや消費者に与える影響を緩和することができる。一方、規制はデジタル銀行が損益分岐点を超える能力を制限する可能性もある。

金融安定性の観点からは、（オーストラリアのような）デジタル銀行の破綻⁵⁶は、これまでのところ金融システムにシステミックリスクをもたらしていない。しかし、デジタル銀行の流動性リスクと財務の健全性のリスクは、アジア太平洋地域の規制当局によって引き続き注意深く監視されることとなる。

デジタルバンキング



高金利環境は、新たなデジタル銀行にとって厳しい経営環境をもたらしている。デジタル銀行が直面するその他の課題と、2024年に向けたアジア太平洋地域の事例から学ぶことは以下のとおりである。

1

デジタルネイティブの銀行は、金融サービスセクター（特にリスク管理およびコンプライアンス）に関する知識と経験を蓄積する必要がある。

2

競争が激化する中でデジタル銀行が収益性を高めるためには、イノベーションを継続しつつ、顧客を引き付け、維持するための戦略を策定し、実施することが不可欠である。一部のデジタル銀行は、短期的には親銀行の支援による利益を得ることができるかもしれないが、最終的には収益性への信頼できる道筋が必要となると考えられる。

3

パートナーと協力して顧客基盤を拡大することは、ビジネスを成長させ、金融包摂の目標を達成するのに役立つ。しかし、そうした協力の条件と関連するサードパーティリスクは適切に管理される必要がある。



オペレーショナルレジリエンス



オペレーショナルレジリエンスは、特に注目を集めているサイバー攻撃や障害を受けて、2024年もアジア太平洋地域における規制当局の重点分野であり続けている。規制当局は、サイバーレジリエンス、危機管理、オペレーショナルリスク管理の実践に特に注意を払っている。

一方で、アジア太平洋地域全体のオペレーショナルレジリエンス強化に向けた取組みの状況は様々であり、香港特別行政区やオーストラリアのように、新たな規制の実施を進めている国もあれば、日本のように実施準備の初期段階にある国もある。

金融機関にとっては、2024年初頭に施行から2年目に入ったデジタルオペレーショナルレジリエンス法（DORA）⁵⁷を導入したEUのように、オペレーショナルレジリエンスの進展が早い国・地域から多くの教訓を学ぶことができる。

オペレーショナルレジリエンスの導入における課題と教訓

	課題	教訓
1	金融サービスにおけるオペレーショナルリスク管理に対する従来のアプローチは、内部のビジネスプロセスに焦点を当てており、重要な業務およびビジネスサービスにおけるend-to-endのプロセスを、総合的に考慮していたとは限らない。	重要な業務やビジネスサービスを特定する場合、オペレーショナルレジリエンスに関するガイドラインでは、金融機関はビジネスプロセス全体（ビジネスプロセスの要素が外部のサードパーティによって実行される場合を含む）を対象として、end-to-endの観点からプロセスマッピングを行うことが求められている。end-to-endのプロセスマッピングへの移行には、時間と、社内チームと上級管理職向けの個別の役割に応じたトレーニングが必要である。
2	従来の事業継続マネジメントでは、業務中断の影響に関しては、主に内部レンズが採用されていた。オペレーショナルレジリエンスには、「アウトサイドイン」の視点への転換と、業務中断がもたらすシステミックな影響の検討が必要である。	オペレーショナルレジリエンスは、金融機関が重要な業務およびサービス、ならびに耐性度を考慮する際に、より体系的なアプローチをとることを要求する。金融機関は、企業自体への影響に加えて、顧客やより広範な金融システムへの影響を含むシステミックな影響を考慮しなければならない。
3	アジア太平洋地域におけるオペレーショナルレジリエンス規制は、多くの場合、比例適用、セクター、企業の特異性を考慮したプリンシプルベースのものである。ただし、より詳細な要件がない場合、実施に関して課題が生じる可能性がある。例えば重要な業務およびビジネスサービスはどのような粒度で定義する必要があるだろうか。	オペレーショナルレジリエンス規制の精神および意図を反映し、検討された正当なアプローチをとることは、金融機関がオペレーショナルレジリエンスを実施するうえで役立つだろう。

オペレーショナルレジリエンス



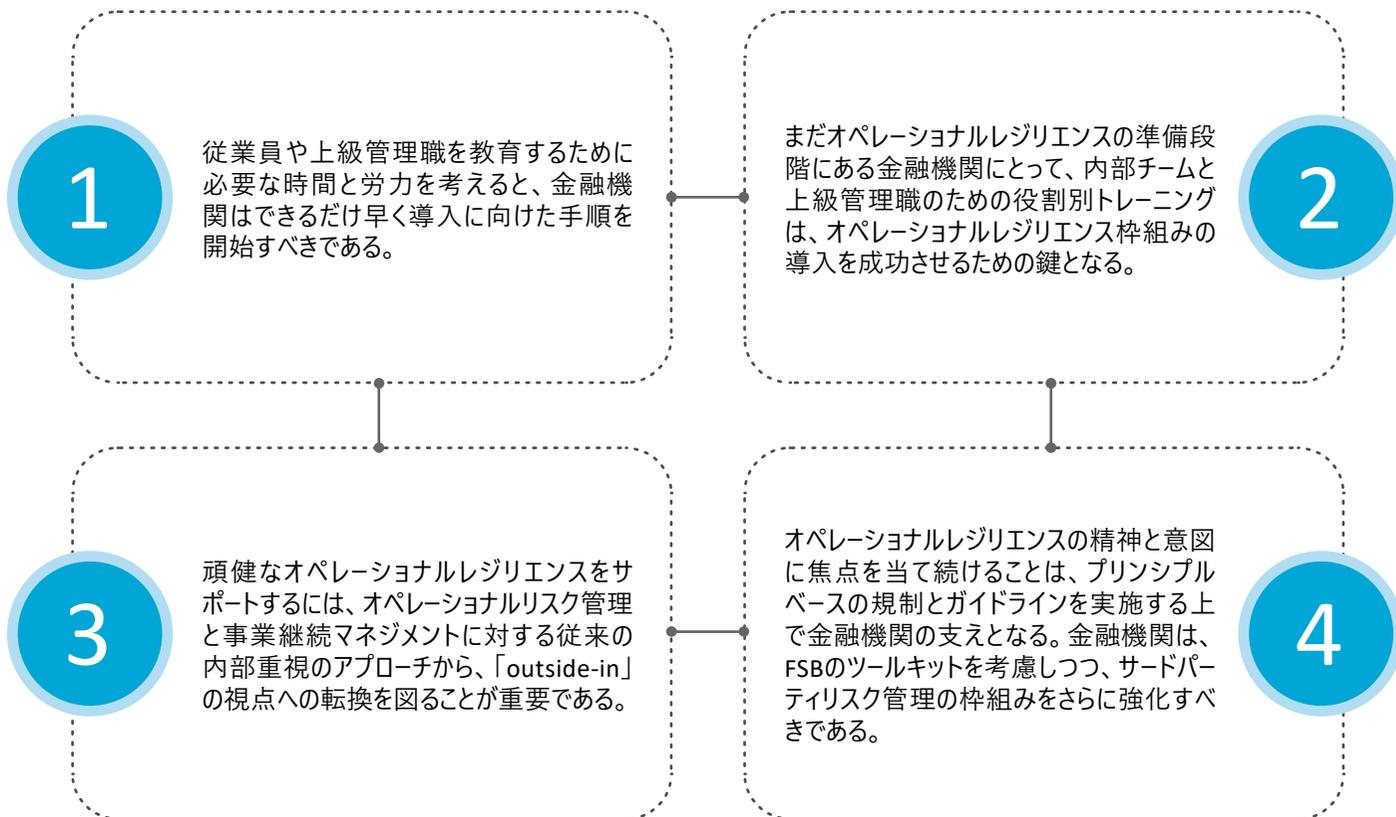
サービス事業者のリスク管理

サイバー攻撃の増加、新規や規制されていないサードパーティサービス事業者（金融サービスセクターにサービスを提供するテクノロジー企業など）への依存増大、および金融システムの相互関連性の増大により、規制対象機関のオペレーショナルレジリエンスを強化することの重要性が強調されている。

2024年も、サイバーセキュリティのレジリエンスを強化し、サービス事業者のリスク管理の慣行を改善することは、世界的にもアジア太平洋地域全体でも、規制当局にとって重要な重点分野であり続けるだろう。一部の規制当局およびグローバルな調整機関（金融安定理事会 [FSB] など）は、規制対象機関がオペレーショナルレジリエンスを確保した組織を構築するために何をすべきかについての期待を概説した詳細なガイダンスを公表し、強固なサービス事業者のリスク管理フレームワークを整備することの重要性を強調している。

2023年12月、FSBは、金融機関および金融当局のためのツールキットを含む、サードパーティリスクの管理と監視の強化に関する最終報告書を公表した。このツールキットは、金融機関のサードパーティリスク管理フレームワークの計画、設計、実施を支援することを目的としている（詳細は別紙を参照）。この報告書は、主にクリティカルサービスの提供に焦点を当てており、「金融機関が重要なサードパーティサービスを特定し、サードパーティサービスとの関係性のライフサイクル全体にわたって潜在的なリスクを管理するのに役立つ」⁵⁸ ためのツールを提供している。

顧客にとっての重要なポイント



アジア太平洋地域における金融サービス規制の将来



過去12か月間は、新たなテクノロジーから経済・事業環境の課題に伴うエマージングリスクまで、金融サービスの事業状況に大きな変化が見られた。

これにより、各地域と世界の規制当局は、2024年以降の政策立案、監督、エンフォースメントの優先事項を検討し、改めて焦点を当てるようになった。

アジア太平洋地域全体の規制当局は、新たに台頭しつつあるリスクや進化するリスクに対処するため、規制・監督アプローチを変革し続けている。同時にこれまでのプログラムを継続し、能力およびキャパシティを固めている。本見通しでは、2024年のアジア太平洋地域の規制当局の重点分野として以下の点を確認した。

金融システムの安定性維持およびレジリエンスの強化

アジア太平洋地域全体の金融規制において、2024年も金融システムの安定性の維持とレジリエンスの強化は重要なテーマである。中でも、1) 複雑化する地政学的状況と、それに付随して起こりうる、長期化するサプライチェーン問題および市場ボラティリティの高まりなどの混乱、2) サードパーティサービスプロバイダーとの提携や依存の増加を含む、金融サービスエコシステムの相互連関性、3) 不確実な金利動向と景気後退の可能性、の3点に対する注目が高まっている。

2023年初頭に米国およびEUの銀行が破綻したことからも明らかなように、強靱で十分な準備が整った組織が、金融システム全体の安定性を確保する上で必須である。短期的には、規制当局は、リスクおよび脆弱性に関する対象を絞ったモニタリングや、銀行、保険会社、NBFIに頑健なリスク管理枠組みの確保を促す監督活動を通じて、金融システムの安定性とレジリエンスを維持することを優先するであろう。例えば、MASは、最近の金融安定レビューにおいて、システム的な影響を考慮してNBFIセクターの脆弱性を引き続き監視すると述べている⁵⁹。

財務レジリエンス（十分な自己資本と流動性バッファー）に加えて、規制当局は金融サービスセクター全体のオペレーショナルレジリエンス（サードパーティリスク管理およびサイバーセキュリティ対策の強化）と危機への備えの強化にも焦点を当てている。金融機関にとって、ストレステストおよびシナリオ分析は、金融機関が深刻な事象や経済状況に耐え、かつそうした事象から回復し、財務レジリエンスおよび業務を復旧したり、規制された活動から適時に秩序ある方法で撤退したりする能力を評価する上で、重要な役割を果たす。

気候およびサステナビリティへの継続的なフォーカス

2024年以降も、環境に負荷の少ない未来への移行は、アジア太平洋地域全体で優先される事項となる。同地域全体の規制当局が注力する中核的な分野としては、1) 環境、社会、ガバナンス（ESG）リスクを組織のリスク管理とガバナンスの枠組みに統合すること、2) ネットゼロへのグリーン移行を支援すること、3) グリーンウォッシングを防ぎつつ、気候関連の報告と開示を改善し、調整すること、の3つが挙げられる。

アジア太平洋地域における金融規制の将来



ESG関連リスクの管理

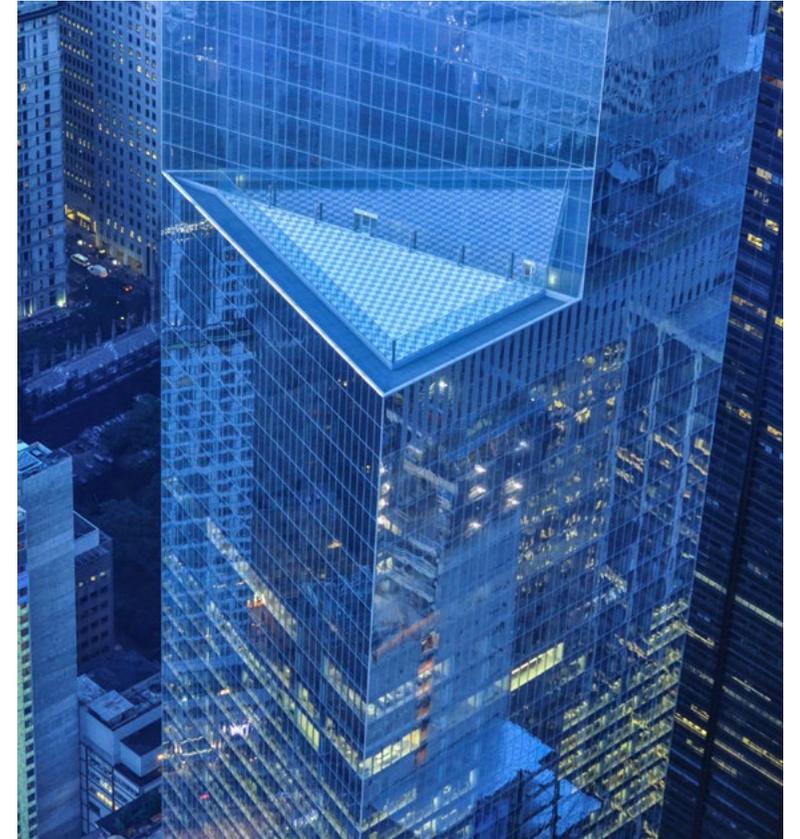
規制当局と消費者の双方は、気候関連金融リスクなどのESGリスク、および労働者の権利やサプライチェーンのリスクなどのソーシャルインパクトリスク（ESGの「S」）が十分に考慮され、組織のリスク管理とガバナンスの枠組みに統合されていることを期待し、ゆえに、気候およびサステナビリティへの取り組みに引き続き焦点を当てている。規制当局は、同地域全体で、金融機関が、気候関連リスクおよびその他のソーシャルインパクトリスクが長期的に組織の戦略目標や事業環境にどのような影響を及ぼすかを検討し、リスクプロファイルがESG関連リスクの影響を適切に反映していることを確保する必要性を強調している。具体例として、ストレステストの既存シナリオが依然として「目的に適している」かどうかを、必要であれば組織の現在の業務環境および最新の利用可能なデータに基づき再検討することが挙げられる。

ネットゼロへのグリーンな移行を支援

環境負荷の少ない未来への移行は引き続き、アジア太平洋地域全体で高い優先事項とされている。同地域の規制当局は、気候変動リスクに対処できるようなグリーンファイナンスのイニシアチブを引き続き積極的に推進している。例えばBank Negara Malaysia（BNM）は、「グリーン経済への秩序ある移行を促進するために金融システムを位置づける」という戦略的優先事項を2022～26年度の同行Financial Sector Blueprint⁶⁰で示した。2023年10月には、マレーシアの気候変動合同委員会の一環として、低炭素慣行とグリーン経済への移行を支援するための一連のイニシアチブを発表した⁶¹。

この地域では全体的に、シンガポールのMASなどをはじめとする規制当局は、金融サービス業界における将来的なネットゼロへの移行を支援するガイドライン案についての市中協議を開始している。銀行、資産運用会社、保険会社のそれぞれを対象とした3つの市中協議文書は、提案されたガイドラインが「金融機関はネットゼロ経済への世界的な移行および予想される気候変動の物理的影響において、顧客による効果的な気候変動緩和と適応策を可能にするための健全な移行計画プロセスを有すること」⁶²に関する期待を適切に設定することを目的としている。

金融サービスセクターはこれまで、環境に配慮した未来への移行を支援する上で重要な存在であると考えられてきた。金融機関にとって、2024年以降のサステナビリティ目標およびグリーン経済を達成するためには、戦略目標、収益目標、業務目標に加えて、規制当局、顧客、そして地域社会の期待の高まりに応えることが重要である。



アジア太平洋地域における金融規制の将来



気候関連の報告および開示の改善と調整

アジア太平洋地域の規制当局は、気候リスク管理と開示に関する国内の枠組みを引き続き強化し、国際財務報告基準（IFRS）S1およびS2⁶³などの国際基準と整合させている。アジア太平洋地域の多くの国・地域において国際基準を採用することは要件、透明性、比較可能性の調和を高めることになるが、金融機関（特に複数の国・地域で事業を展開している企業）は、「オールマイティ」なアプローチを取らないように注意すべきである。

金融機関は、今後の気候情報開示基準の遵守に向けたロードマップの一環として、関連する国・地域における要件と実施スケジュールを慎重に評価し、包括的な現状評価を実施すべきである。その上で、潜在的なギャップと改善すべき領域（質の高いデータへの信頼できるアクセスなど）を特定すべきである。

さらに規制当局は、気候関連の情報開示の信頼性、および誤解を招く商品の宣伝行為などの懸念に一層の注意を払っている。こうした点から、金融機関はグリーンウォッシングのリスクに備えるべきである。

金融サービスセクターのデジタルトランスフォーメーション

金融サービスセクターのデジタルトランスフォーメーションは、アジア太平洋地域の多くの規制当局にとって引き続き優先事項となっている。規制当局はテクノロジーの進歩を活用することで、デジタル化を加速して効率性を高め、規制・監督の負担を軽減し、金融包摂およびアクセシビリティを促進し、顧客体験全体を向上させるためのデジタルツールの使用を普及したいと考えている。

イノベーションと金融安定性の均衡

アジア太平洋地域の規制当局の多くは、金融サービスセクターのデジタルトランスフォーメーションを支援するための、長期的な戦略的優先事項を固めている。一方、規制当局はまた、イノベーションの促進と金融安定性の維持との間でバランスを取る必要性にも注意を払っている。デジタル銀行やテクノロジーファーストの金融サービス事業者といった新規参入企業は、金融サービスセクターに機会と課題の両方をもたらす。

本見通しで指摘したように、最近のオーストラリアや米国といった国・地域におけるデジタル銀行の立ち上げと、その後の失敗から学んだ教訓がいくつかある。イノベーションを促進し、デジタル銀行などの新規参入を促進しようとしている規制当局は、こうした教訓を参考に、デジタル銀行の規制枠組みを策定する際に、非従来型のデジタル銀行業務に関連するリスクを軽減するための健全なリスクベースのアプローチを確保している。

加えて規制当局は、特に 1) イノベーションが顧客保護を維持しつつ金融包摂にどう貢献するか、2) 新規参入企業のレジリエンスと存続可能性、およびそれらが金融安定性に及ぼす潜在的な影響、といったポイントに焦点を当てつつ、デジタル化の存続可能性と影響を注意深く監視する。一部のアジア太平洋地域の国・地域におけるデジタル銀行規制枠組みは、マレーシアの「デジタル銀行のためのライセンス枠組みに関する政策文書」⁶⁴などを例に、そうした要素を反映している。一方で、バーゼル委員会による「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」（金融のデジタル化に関連するリスクを「新たなリスク」として組み入れたもの）の改訂（案）⁶⁵が公表されたことは、デジタルバンキングリスクの健全な管理が引き続き重視される契機となるだろう。

アジア太平洋地域における金融規制の将来



新規参入者にとっては、潜在的なリスクを特定するための徹底的な評価を実施し、健全なリスク管理枠組みを策定することが、規制当局の期待に応え、ライセンス申請を支援するための鍵となる。従来型の金融機関がビジネスや業務を変革する場合、サードパーティやサービス事業者のリスク管理が重要になる。金融機関およびそのサービス事業者は共に、オペレーショナルレジリエンスとサイバーセキュリティレジリエンスを確保するため、効果的なコントロールおよびガバナンスを整備すべきである。

規制アジェンダを促進するためのデータとテクノロジーの活用

データとテクノロジーを活用し、重要な規制措置を実施することは、アジア太平洋地域の規制当局にとって2024年以降も主要な優先事項であり続ける。アジア太平洋地域の規制当局（オーストラリアのAPRA、香港特別行政区のHKMA、シンガポールのMASなど）は、規制アジェンダを促進するための手段として、データトランスフォーメーションプログラムやテクノロジー業界との協業といったプロジェクトを発表している。

例えばオーストラリアの規制当局は、規制対象機関からこれまでよりも大量のデータを収集し複数の当局と共有しており⁶⁶、金融機関、そのサードパーティ、およびさらに広範な金融サービスセクターに対し、エビデンスに基づく深い洞察を得られるよう情報分析能力およびキャパシティの規模拡大に投資し続けている。一方シンガポールのMASは、ESG情報報告のための企業向けデジタルプラットフォーム「Gprnt」を立ち上げた⁶⁷。香港特別行政区の規制当局は2024年第1四半期に、サステナビリティ報告とデータ分析を促進するためのフィンテック活用を検討している⁶⁸。こうした深い洞察により、規制当局は新たなリスクを迅速に特定して対応し、規制に対してプリンシプルベースおよびリスクベースのアプローチを講じることができるようになるだろう。

金融機関にとって、データの正確性と完全性を確保し、そのデータを理解することは、特に規制当局からの問い合わせに対応する上で極めて重要である。さらに、データが義務の不履行を（その可能性も含めて）特定した場合、金融機関は、規制当局および影響を受ける当事者に自発的に連絡するとともに、違反を解消して是正し、顧客のアウトカムに対する潜在的な悪影響を軽減するために必要な措置を講じるべきである。

新たなテクノロジーへの対応

テクノロジー、特に人工知能（AI）ツールの急速な進化を認識した政策立案者や規制当局は、生成AIツールなどの新興技術の利用を支援するような規制枠組みおよびセーフティネットの確保を求める声に対応している。欧州AI法⁶⁹の成立を受け、世界中の政策立案者と規制当局は、AI技術によって駆動される技術とツールの使用に関し、法規制を整備する取り組みを加速する可能性が高い。

2023年の報告書「[Generative AI: Application and Regulation in Asia Pacific](#)（[生成AI：アジア太平洋地域における利用と規制](#)）」で概説したように、2024年の規制当局は、アルゴリズムのバイアス、データのプライバシー、倫理面での配慮など、AIの採用に関連する潜在的リスクへの対処に焦点を当てている。一部の規制当局は業界からのフィードバックを得るための市中協議パッケージの公表を優先している。オーストラリアを含むアジア太平洋地域の国・地域では、政策立案者はすでにガイダンスにとどまらず、既存の法律を強化し、金融セクターでのAI利用を規制するための規制枠組みを確立し、透明性、説明責任、消費者の公平な扱いを確保するために取り組みを進めている⁷⁰。

アジア太平洋地域における金融規制の将来



AI技術の導入を評価する際の組織の考慮事項

組織内の主な利害関係者（取締役会、上級管理職、リスク/コンプライアンスチームなど）は、AI技術をどの程度理解しているか。AI技術および生成AIに関する十分な知識とトレーニングは、規制要件を明確に理解するための鍵であり、新たな規則を遵守するための持続可能なリスクベースのアプローチを周知する上でも役立つ。

AI関連リスクが全体的なリスク管理の枠組みにどのように適合するかを検討する。必要に応じて、組織は全体的なリスク管理枠組みに沿ったAIガバナンスの枠組みを策定することを検討すべきである。

AI技術およびツールの使用を評価する際には、データソースと既存の統制フレームワークを考慮すべきである。すなわち、データ保護とプライバシーの規則の遵守を確保するための十分なカバレッジがあるかどうか、新たな技術（特にプライバシーやサイバーセキュリティ、知的財産などの影響の大きいリスク領域）に照らして既存の統制が潜在的な侵害の防止をどの程度サポートしているかを確認すべきである。

既存の商品、サービス、およびオペレーティングモデルに対するAI技術の使用が及ぼすリスクと潜在的な影響を検討すべきである。例えばAI技術の導入によって、消費者の損害、意図的または意図しないバイアス、または意図した顧客のアウトカムへのプラスの影響がもたらされるか否かを検討すべきである。

アジア太平洋地域における金融規制の将来



優れた消費者のアウトカムを提供することに集中

特にESGの「S」および「G」の要素に対する、消費者および地域社会からの期待の高まりは、規制当局の優先事項に引き続き影響を及ぼしている。カルチャー、コンダクト、および透明性は、規制当局にとっても金融機関にとっても、引き続き重点領域となっている。多くの国・地域では、商品やサービスに関する規制の「最低限の遵守」のみならず、消費者（特に脆弱な顧客）を損害から保護し、顧客にポジティブな金融アウトカムをもたらすことを目的とした、よりアウトカムベースのアプローチへと移行している。

アジア太平洋地域全体の規制当局にとって、消費者を損害から保護することは依然として高い優先事項となっており、規制当局は、特に長期的に損害をもたらす金融機関からの直接的な作為（または不作為）による損失に焦点を絞りつつある。例えば、企業の規制当局であるASICは、2024年のエンフォースメントの優先事項を発表する際、金融商品の不適切な設計・流通、消費者や中小企業への略奪的な融資慣行、高齢年金残高の組織的な浸食につながる不正行為に対処するために、対象を絞ったエンフォースメントと監視活動を追求する意図とともに、「*重大な消費者損害のリスクが高いミスコンダクト、特に経済的に脆弱な消費者を標的とした行為*」⁷¹に恒久的に焦点を当てていることを再確認した^{72, 73}。

フィリピンなどの国・地域では、金融規制当局⁷⁴が、*金融包摂のための国家戦略（2022～2028年）*に示された戦略目標および優先的なイニシアティブに対して前進を続けている。同当局は*金融商品・サービス消費者保護法*の成立を支援することにより、政策立案者と協力して消費者保護法の水準を向上させ、規制対象企業が同法に基づく新たな義務を理解するのを助けるための業界の「オリエンテーションイベント」を主催するとともに、自主規制（コンプライアンス）慣行に関する参加者間の協力および知識共有を促進している⁷⁵。

優れた消費者のアウトカムを提供することに集中する金融機関は、規制要件だけでなく、消費者に提供されるアウトカムに対しても、自社の方針と手続きを綿密に見直すべきである。そして何らかのギャップが確認された場合、金融機関は積極的に行動し、その慣行を改善するための検討された措置をとるべきである。これは、消費者が損害や負のアウトカムを回避する上で役立つだけでなく、将来的にコストがかかる可能性のある修復を回避する上で役立つ。

能力構築および能力開発への継続的な注力

2023年の見通しでは、規制当局が新たなリスクやエマージングリスクに対処するために規制および監督上のアプローチをどのように変えてきたか、また、スキルアップ、技術への投資、場合によっては広範な金融サービス業界との市中協議やパートナーシップの取り組みを強化することを通じて、規制当局の能力と能力を構築するための継続的な努力について議論した。

2024年には、アジア太平洋地域の規制当局は、テクノロジーやデータ分析のより良い活用を通じた能力およびキャパシティを強化するための投資を継続するとともに、職員のための教育およびスキルアッププログラムに投資するだろう。例えば、2023～24年⁷⁶の日本の金融庁（JFSA）の主要な戦略的優先事項として、職員に適切な能力と十分な対応能力を身につけてもらい、新たなリスクやエマージングリスクに確実に対処できるようにすることが検討されている。

金融機関にとって2024年は、アジア太平洋地域の規制環境の将来を形成するのに役立つ機会が引き続き存在すると考える。2023年の見通しで概説したように、規制当局の能力構築を支援するために、金融機関は規則制定プロセスにおいて政策立案者や規制当局と積極的かつ建設的に関与し続けるべきであり、特に、新興技術（人工知能を含む）、デジタル化、グリーン経済への継続的な移行などの進化するトピックについて、業界のベストプラクティスに関する洞察をオープンに共有すべきである。

アジア太平洋地域における金融規制の将来



重要なポイント

1

2024年のアジア太平洋地域全体の規制分野では、財務レジリエンスとオペレーショナルレジリエンスの両方が重要なテーマとなる。金融機関は、規制要件を満たすために自己資本の充実度と流動性のポジションを積極的に評価し、可能な限り早期にオペレーショナルレジリエンスを遵守するための計画に着手すべきである。

2

アジア太平洋地域の規制当局は、引き続き消費者（特に脆弱な消費者）を保護することを優先しており、アウトカムベースのアプローチをますます強めている。金融機関は、規制変更を実施したり、商品やサービスを導入または変更したりする際に、消費者にもたらすアウトカムを考慮すべきである。金融機関は、起こりうる損害から消費者を保護しつつ、ポジティブな金融アウトカムをもたらすために、最低限の規制遵守のみならず、必要に応じて現在の慣行を改善すべく、積極的かつ思慮深い措置を講じるべきである。

3

デジタル化は、デジタル銀行などの新規参入企業や大手テック企業との競争が激化する中、金融機関の収益性を確保するために不可欠である。金融機関は業務をデジタル化する一方で、サイバーセキュリティ、サードパーティリスク管理、およびAIの倫理的な使用に関するより強力な監督要件を反映した形でガバナンスおよびリスク管理の枠組みを更新すべきである。

4

金融機関は、気候関連金融リスクやソーシャルインパクトリスクを含むESGリスクを十分に考慮し、それを自社のリスク管理とガバナンスの枠組みに統合すべきである。自然災害からの保護格差を埋めることは簡単ではないが、保険会社がアジア太平洋地域の気候変動に対するレジリエンスを構築する上で極めて重要である。加えて金融機関には、自社の戦略と慣行を規制上の期待と整合させたうえで、グリーン移行の支援に積極的に関与すべきである。このためには、グリーン経済への秩序ある移行を計画し、顧客が効果的な気候変動緩和および適応策を講じられるような、健全な移行計画プロセスを採用することも必要である。

別紙

金融機関向けのFSBツールキットの主要要素



FSBツールキットの要素	金融機関の主な検討事項
クリティカルサービスの特定とその重要性の評価	クリティカルサービスを特定し、その重要性を評価する際に、金融機関は以下を考慮することができる。 <ol style="list-style-type: none">1. 金融機関にとっての財務・業務・戦略的な重要性2. 業務中断に対する耐性度の水準3. サービス事業者と共有されたデータおよび情報の性質4. サービスの代替可能性
サービス事業者のオンボーディングと継続的な監視	<ol style="list-style-type: none">1. サービスの重要性に合わせて調整できるデューデリジェンスのアプローチ2. サービスの性質に見合った契約上の規定を含む、サービス事業者との法的拘束力のある取り決めの確立3. サービス事業者との契約に関連するリスクを特定・管理・監視するための継続的または定期的な活動
金融機関におけるインシデント報告	金融機関は、サービス事業者の取り決めに関連するものを含め、インシデントを検出し、対処することが求められている。また、指定された期間内に重大なインシデントを金融当局に報告する義務を負う場合もある。サービス事業者は、金融機関との取り決めに関連する義務についても認識しておくことが重要である。

問い合わせ先



Seiji Kamiya

Partner, ACRS Executive Sponsor
AP Risk Advisory Regulatory and Legal
Support Leader

seiji.kamiya@tohatsu.co.jp

Tel: +81 80 3469 5275



Rebecca Jiang

Partner
AP Risk Advisory Client & Industries Leader

rjiang@deloitte.com.cn

Tel: +86 21 6141 2966



Tony Wood

Partner
AP Banking and Capital Markets Leader

tonywood@deloitte.com.hk

Tel: + 852 2852 6602



Ye Fang

Partner
China Financial Services Risk Advisory Leader

yefang@deloitte.com.cn

Tel: +86 21 6141 1569



Kiyotaka Sasaki

Japan Senior Advisor
Japan Senior Advisor

kiyotaka.sasaki@tohatsu.co.jp

Tel: +81 80 3480 7047



Sean Moore

Australia Co-lead
Partner, Risk Advisory

semoore@deloitte.com.au

Tel: +61 282 606 250



Nai Seng Wong

SEA Co-lead
Partner, Risk Advisory
SEA Regulatory Strategy Leader

nawong@deloitte.com

Tel: +65 6800 2025



Shinya Kobayashi

Japan Co-lead
Managing Director, Risk Advisory
Financial Industry Risk & Regulation

shinya.kobayashi@tohatsu.co.jp

Tel: +81 807 196 8915



Jaramie Nejal

Operations Lead
Director, Risk Advisory
Financial Industry Risk & Regulation

jnejal@deloitte.com.au

Tel: +61 419 566 798

貢献者



Ningxin Su
Manager
Hong Kong SAR
nsu@deloitte.com.hk



Suleigh Huang
Manager
Australia
sulhuang@deloitte.com.au



Radha Manogaran
Senior Manager
Singapore
rmanogaran@deloitte.com



Eugenia Hui
Consultant
Japan
eugenia.hui@tohatsu.co.jp



Andrew Neilson
Senior Analyst
Australia
aneilson@deloitte.com.au



Jennifer Martiniak
Associate
Singapore
jemartiniak@deloitte.com

謝辞

Ally Macleod
Partner
Australia

David Christian Hidayat
Director
Indonesia

Jessica Kim
Partner
South Korea

Junichi Nakamura
Managing Director
Japan

Justin Ong
Executive Director
Malaysia

Ravi Srinivasan
Director
Singapore

Sitao Xu
Partner
China

1. The Economist, *Tom Standage's Ten Trends to Watch in 2024*, November 2023, <https://www.economist.com/the-world-ahead/2023/11/06/tom-standages-ten-trends-to-watch-in-2024>; Bloomberg, *In 2024, It's Election Year in 40 Countries*, November 2023, <https://www.bloomberg.com/news/newsletters/2023-11-01/2024-is-election-year-in-40-countries-and-podcast-elon-inc-launches-next-week>
2. IMF, *World Economic Outlook*, October 2023, <https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2023/10/10/world-economic-outlook-october-2023>
3. World Bank. 2023. *Global Economic Prospects*, June 2023, <http://hdl.handle.net/10986/39846>
4. Bank for International Settlements, *Policy rates*, 2023, <https://data.bis.org/topics/CBPOL/data>
5. Bank for International Settlements, *Consumer prices*, 2023, <https://data.bis.org/topics/CPI/data>. The consumer price index for the euro area contains the national CPI for all euro area countries and not the Harmonised Index of Consumer Prices (HICP).
6. References to banks should be taken to include other FS businesses (such as insurance, asset and wealth management) within the groups of which they are often part.
7. ESRB, *ESRB Issues a Recommendation on Vulnerabilities in the Commercial Real Estate Sector in the European Economic Area*, January 2023, <https://www.esrb.europa.eu/news/pr/date/2023/html/esrb.pr230125~f97abe5330.en.html>
8. IOSCO, *Thematic Analysis: Emerging Risks in Private Finance*, September 2023, <https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD745.pdf>
9. The Core Equity Tier 1 (CET1) capital ratio is the CET1 capital of the institution as a percentage of its total risk-weighted assets.
10. The Liquidity Coverage Ratio (LCR) is the ratio of high quality liquid assets (HQLA) divided by the difference between the expected cash outflows and the expected capped cash inflows over a 30-day stressed period.
11. Basel Committee on Banking Supervision, *Report on the 2023 Banking Turmoil*, October 2023, <https://www.bis.org/bcbs/publ/d555.pdf>
12. EIOPA, *Impact of Inflation on the Insurance Sector*, October 2023, https://www.eiopa.europa.eu/publications/report-impact-inflation-insurance-sector_en
13. The Financial Stability Board's definition of 'Non-bank financial institutions' includes investment funds, insurance companies, pension funds and other financial intermediaries (such as broker dealers, hedge funds, finance companies and securitisation vehicles). See here: FSB, *Non-Bank Financial Intermediation*, September 2023, <https://www.fsb.org/work-of-the-fsb/financial-innovation-and-structural-change/non-bank-financial-intermediation/>; and FSB, *Enhancing the Resilience of Non-Bank Financial Intermediation*, September 2023, <https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P060923-1.pdf>
14. BIS, *Margin Leverage and Vulnerabilities in US Treasury Futures*, September 2023, https://www.bis.org/publ/qtrpdf/r_qt2309w.htm; and Board of Governors of the Federal Reserve System, *Recent Developments in Hedge Funds' Treasury Futures and Repo Positions: is the Basis Trade "Back"?*, August 2023, <https://www.federalreserve.gov/econres/notes/feds-notes/recent-developments-in-hedge-funds-treasury-futures-and-repo-positions-20230830.html>
15. BoE, *System-Wide Exploratory Scenario*, June 2023, <https://www.bankofengland.co.uk/financial-stability/boe-system-wide-exploratory-scenario-exercise>
16. Speech by Andrew Hauser, Executive Director Bank of England, *A journey of 1000 miles begins with a single step: filling gaps in the central bank liquidity toolkit*, September 2023, <https://www.bankofengland.co.uk/speech/2023/september/andrew-hauser-speech-at-market-news-international-connect-event>
17. APRA, *APRA Finalises Reforms Aimed at Strengthening Recovery and Resolution Planning*, May 2023, <https://www.apra.gov.au/news-and-publications/apra-finalises-reforms-aimed-at-strengthening-recovery-and-resolution>
18. European Commission, *Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the adequacy of Regulation (EU) 2017/1131 of the European Parliament and of the Council on money market funds from a prudential and economic point of view*, July 2023, https://finance.ec.europa.eu/system/files/2023-07/230720-report-money-market-funds_en.pdf
19. Speech by Commissioner Mairead McGuinness at European Banking Federation's International Banking Summit on *'How can banks help deliver sustainable growth in a more multi-polar world?'*, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_23_3023
20. 'Friend-shoring' limits supply-chain networks and the sourcing of inputs to countries allied with the home country and trusted partners that share similar values." See here: IMF, *World Economic Outlook*, April 2023, <https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2023/04/11/world-economic-outlook-april-2023>
21. IMF, *Growing Threats to Global Trade*, June 2023, <https://www.imf.org/en/Publications/fandd/issues/2023/06/growing-threats-to-global-trade-goldberg-reed>
22. IMF, *Confronting Fragmentation Where It Matters Most: Trade, Debt, and Climate Action*, January 2023, <https://www.imf.org/en/Blogs/Articles/2023/01/16/Confronting-fragmentation-where-it-matters-most-trade-debt-and-climate-action>
23. There will be presidential and/or general elections in 2024 in the US, EU, UK, South Africa, South Korea, Mexico, India and Indonesia.
24. See e.g., Le Monde, *Macron calls for 'pause' in EU environment regulations*, May 2023, https://www.lemonde.fr/en/environment/article/2023/05/12/emmanuel-macron-urges-for-pause-in-eu-environment-regulations_6026372_114.html; and Speech by Rishi Sunak, Prime Minister of the United Kingdom, <https://www.gov.uk/government/speeches/pm-speech-on-net-zero-20-september-2023>
25. European Central Bank, *The Road to Paris: stress testing the transition towards a net-zero economy*, September 2023, <https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/scpops/ecb.op328~2c44ee718e.en.pdf?7793485730460e4e0b4e170237eb7429>

26. The next phase of action could include further sector specific detail on disclosures and transition plans, expansion of disclosures and risk requirements to nature-related financial risk, regulation related to supply chains and further real economy measures.
27. See e.g., NBC, Major insurance companies may pull out of all US states with high risks of storms, wildfires, September 2023, <https://www.nbcbayarea.com/news/local/climate-in-crisis/insurance-companies-unites-states-storms-fires/3324987/>; and Insurance Information Institute, P/C underwriting losses forecast to at least 2025, August 2023, <https://insuranceindustryblog.iii.org/p-c-underwriting-losses-forecast-to-at-least-2025/>
28. Council of the European Union, *Artificial intelligence act: Council and Parliament strike a deal on the first rules for AI in the world*, December 2023, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/09/artificial-intelligence-act-council-and-parliament-strike-a-deal-on-the-first-worldwide-rules-for-ai/>
29. See e.g., European Parliament, EU AI Act: first regulation on artificial intelligence, June 2023, <https://www.europarl.europa.eu/news/en/headlines/society/20230601STO93804/eu-ai-act-first-regulation-on-artificial-intelligence>; and HM Government, A pro-innovation approach to AI regulation, August 2023, <https://www.gov.uk/government/publications/ai-regulation-a-pro-innovation-approach/white-paper>; and The White House, *Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence*, October 2023, <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/10/30/executive-order-on-the-safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence/>
30. European Union, *Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)*, May 2016, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32016R0679>
31. Deloitte Insights, *The Next Set of Imperatives for CFOs in the Asia-Pacific Region*, November 2023, [AP CFO Survey | Deloitte Insights](#)
32. ASEAN+3 Macroeconomic Research Office, *Quarterly Update of the ASEAN+3 Regional Economic Outlook*, October 2023, [AREO Quarterly Update \(October 2023\) \(amro-asia.org\)](#)
33. Reserve Bank of Australia, *Financial Stability Review*, October 2023, [Financial Stability Assessment | Financial Stability Review – October 2023 | RBA](#)
34. Reserve Bank of Australia, *Financial Stability Review*, October 2023, [Financial Stability Assessment | Financial Stability Review – October 2023 | RBA](#)
35. Reserve Bank of Australia, *Monetary Policy Minutes*, December 2023, [5, December 2023 | Minutes of the Monetary Policy Meeting of the Board | RBA](#)
36. Bank of India, *Financial Stability Report*, December 2023, [Reserve Bank of India - Reports \(rbi.org.in\)](#)
37. Bank of India, *Financial Stability Report*, December 2023, [Reserve Bank of India - Reports \(rbi.org.in\)](#)
38. Deloitte, *The Deloitte Research Monthly Outlook and Perspectives Issue 86*, November 2023, [The Deloitte Research Monthly Outlook and Perspectives Issue 86 | Deloitte China](#)
39. Hong Kong Monetary Authority, *Half-Yearly Monetary and Financial Stability Report*, September 2023, [Hong Kong Monetary Authority Quarterly Bulletin – September 2023 \(hkma.gov.hk\)](#)
40. Deloitte, *The Deloitte Research Monthly Outlook and Perspectives Issue 87*, December 2023, [The Deloitte Research Monthly Outlook and Perspectives Issue 87 | Deloitte China](#)
41. Deloitte, *The Deloitte Research Monthly Outlook and Perspectives Issue 86*, November 2023, [The Deloitte Research Monthly Outlook and Perspectives Issue 86 | Deloitte China](#)
42. International Monetary Fund, *World Economic Outlook*, October 2023, [World Economic Outlook, October 2023: Navigating Global Divergences \(imf.org\)](#)
43. Hong Kong Monetary Authority, *Half-Yearly Monetary and Financial Stability Report*, September 2023, [Hong Kong Monetary Authority Quarterly Bulletin – September 2023 \(hkma.gov.hk\)](#)
44. IMF, *World Economic Outlook*, October 2023, [World Economic Outlook, October 2023: Navigating Global Divergences \(imf.org\)](#)
45. Reserve Bank of Australia, *Financial Stability Review*, October 2023, [Financial Stability Assessment | Financial Stability Review – October 2023 | RBA](#)
46. Deloitte, *The Deloitte Research Monthly Outlook and Perspectives Issue 87*, December 2023, [The Deloitte Research Monthly Outlook and Perspectives Issue 87 | Deloitte China](#)
47. Bank of India, *Financial Stability Report*, December 2023, [Reserve Bank of India - Reports \(rbi.org.in\)](#)
48. ASEAN+3 Macroeconomic Research Office, *Quarterly Update of the ASEAN+3 Financial Stability Report 2023*, December 2023, [AMRO-AFSR-Report-2023-Web-without-embargo.pdf \(amro-asia.org\)](#)
49. Reserve Bank of Australia, *Financial Stability Review*, October 2023, [Financial Stability Assessment | Financial Stability Review – October 2023 | RBA](#)
50. Bank of Japan, *Financial System Report*, October 2023, [Financial System Report \(boj.or.jp\)](#)
51. ASEAN+3 Macroeconomic Research Office, *Quarterly Update of the ASEAN+3 Financial Stability Report 2023*, December 2023, [AMRO-AFSR-Report-2023-Web-without-embargo.pdf \(amro-asia.org\)](#)
52. Source: Hong Kong Monetary Authority, [Hong Kong Monetary Authority - Virtual Banks \(hkma.gov.hk\)](#)
53. Source: Monetary Authority of Singapore, [Overview of Digital Bank Regulation in Singapore](#). Overview of digital bank in Singapore
54. Bank of Thailand, *Virtual Bank licensing Framework Revised Consultation Paper*, June 2023, [virtual-bank-en-2.pdf \(bot.or.th\)](#)

55. Bank of Thailand, Virtual Bank licensing Framework Revised Consultation Paper, June 2023, [virtual-bank-en-2.pdf \(bot.or.th\)](#)
56. Source: Australian Prudential Regulation Authority, [Xinja Bank return of deposits completed | APRA](#); [Volt Bank return of deposits successfully completed | APRA](#)
57. European Union, Regulation (EU) 2022/2554 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on digital operational resilience for the financial sector and amending Regulations (EC) No 1060/2009, (EU) No 648/2012, (EU) No 600/2014, (EU) No 909/2014 and (EU) 2016/1011 (Text with EEA relevance), [EUR-Lex - 52020PC0595 - EN - EUR-Lex \(europa.eu\)](#)
58. The Financial Stability Board, *Enhancing Third-Party Risk Management and Oversight: a toolkit for financial institutions and financial authorities*, December 2023, [Enhancing Third-Party Risk Management and Oversight: A toolkit for financial institutions and financial authorities \(fsb.org\)](#)
59. Monetary Authority of Singapore, *Financial Stability Review*, November 2023, [financial-stability-review-2023.pdf \(mas.gov.sg\)](#)
60. Bank Negara Malaysia, *Financial Sector Blue Print 2022-2026*, [Financial Sector Blueprint 2022-2026 - Bank Negara Malaysia \(bnm.gov.my\)](#)
61. Bank Negara Malaysia, *JC3 Announces Initiatives to Support an Inclusive Transition to a Greener Economy*, [JC3 Announces Initiatives to Support an Inclusive Transition to a Greener Economy - Bank Negara Malaysia \(bnm.gov.my\)](#)
62. Monetary Authority of Singapore, *Consultation Paper on Proposed Guidelines on Transition Planning for Banks*, October 2023, [Consultation Paper on Proposed Guidelines on Transition Planning for Banks \(mas.gov.sg\)](#)
63. IFRS Foundation, *IFRS S1: General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*, [IFRS - IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information](#); *IFRS S2: Climate-related Disclosures*, [IFRS - IFRS S2 Climate-related Disclosures](#)
64. Bank Negara Malaysia, *Policy Document on Licensing Framework for Digital Banks*, December 2020, [Policy Document on Licensing Framework for Digital Banks - Bank Negara Malaysia \(bnm.gov.my\)](#)
65. Basel Committee on Banking Supervision, *Consultation Document on Revised Core Principles for Effective Banking Supervision*, July 2023, [Core principles for effective banking supervision \(bis.org\)](#)
66. Australian Securities and Investment Commission, *ASIC and AFCA sign memorandum of understanding*, December 2023, [ASIC and AFCA sign memorandum of understanding | ASIC](#)
67. Monetary Authority of Singapore, *MAS Launches Digital Platform for Seamless ESG Data Collection and Access*, November 2023, [MAS Launches Digital Platform for Seamless ESG Data Collection and Access](#)
68. Hong Kong Monetary Authority, *Cross-Agency Steering Group announces key initiatives to support Hong Kong in capitalising sustainable finance opportunities*, January 2024, [Hong Kong Monetary Authority - Cross-Agency Steering Group announces key initiatives to support Hong Kong in capitalising sustainable finance opportunities \(hkma.gov.hk\)](#)
69. European Union, *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Laying Down Harmonised Rules on Artificial Intelligence (artificial intelligence act) and Amending Certain Union Legislative Acts*, [EUR-Lex - 52021PC0206 - EN - EUR-Lex \(europa.eu\)](#)
70. Department of Industry, Science, Energy and Resources, *Supporting Responsible AI: discussion paper*, June 2023, [Consultation hub | Supporting responsible AI: discussion paper - Consult hub \(industry.gov.au\)](#)
71. Australia Securities and Investment Commission, *ASIC enforcement priorities 2024*, [ASIC enforcement priorities | ASIC](#)
72. Australia Securities and Investment Commission, *ASIC enforcement priorities 2024*, [ASIC enforcement priorities | ASIC](#)
73. Australia Securities and Investment Commission, *ASIC Corporate Plan 2023-2027*, [ASIC Corporate Plan 2023-27: Focus 2023-24](#)
74. In the Philippines, the 'Financial Regulators' refer to the following government agencies: 1) Bangko Sentral ng Pilipinas (BSP); 2) Securities and Exchange Commission (SEC); 3) Insurance Commission (IC); and 4) Cooperative Development Authority (CDA).
75. Cooperative Development Authority of the Philippines, *CDA conducts orientation on IRR-Financial Consumer Protection Act*, October 2023, [CDA conducts orientation on IRR-Financial Consumer Protection Act | CDA](#)
76. Japan Financial Services Agency, *The JFSA Strategic Priorities July 2023-June 2024*, December 2023, [Publication of the summary from "The JFSA Strategic Priorities July 2023-June 2024"](#)

The Deloitte Centre for Regulatory Strategy is a source of critical insights and advice, designed to assist the world’s largest financial institutions manage the strategic and aggregate impact of regional and international regulatory policy. With regional hubs in the Americas, Asia Pacific and EMEA, the Centre combines the strength of Deloitte’s network of experienced risk, regulatory, and industry professionals — including a deep roster of former regulators, industry specialists, and business advisers — with a rich understanding of the impact of regulations on business models and strategy.

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オーストラランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.
Member of Deloitte Asia Pacific Limited and the Deloitte organisation.

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.
Designed by CoRe Creative Services. RITM1635347